

オートバイ組立て事業へ奨励を与える

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S. 11 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 オートバイ組立て事業へ奨励を与える。

4ストロークのオートバイ組立てを、以下の投資奨励を付与する業種とすることを受当と見なし、
 仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会布告 グ
 ウ 1 / 2545 仏暦 2545 年(2002 年)8 月 23 日付けを廃止し、

かつ、委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付け 件名、奨励を付与する事業の
 種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の業種 4.9 の4サイクルのオートバイ組立てを従
 前の奨励を付与する業種として定める。以下の条件を有する。

業種	条件
4.9 4ストロークオートバイの組立て	<ol style="list-style-type: none"> 1. 4ストロークエンジンのオートバイであること。 2. 年間 50,000 台を下回らない生産能力を有すること 3. 登録資本の 60%を下回らない株式をタイ国籍者が所有しなくてはならない。 4. 溶接、組立ておよび塗装からなる製造の段階を持たなくてはならない。 5. 部品の製造投資および部品の使用計画を明示しなくてはならず、かつ、委員会から同意をえなくてはならない。 6. タイの部品製造業者の開発計画を持たなくてはならない。 7. ゾーン1およびゾーン2に設置するプロジェクト <ol style="list-style-type: none"> 7.1 機械の輸入関税の免除を受ける。 7.2 法人税所得の免除は受けない。 8. ゾーン3に設立するプロジェクト <ol style="list-style-type: none"> 8.1 機械の輸入関税の免除を受ける。 8.2 31 条第1段による3年の法人所得税の免除を受ける。 8.3 以下の場合には、31 条第1段による5年の法人所得税の免除を受ける。 <ol style="list-style-type: none"> 8.3.1 70%を下回らないタイ資本がなくてはならない。 8.3.2 基本的な部品の生産および使用計画を示さなくてはならない。即ち、エンジン、ギア装置、燃料供給システム、サスペンション、ブレイキシステム、かつ、委員会から同意を得なくてはならない。 9. その他の権利恩典は、投資奨励委員会布告 No. 1 / 2543 の原則により与える。 10. 技術および熟練開発のための政策による投資があるか否かに係わらず、後に増加した法人所得税の免除を受ける権利および期間の変更はないものとする。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)11 月 29 日から有効である。

布告日 仏暦 2547 年(2004 年)12 月 28 日

陸軍大将
チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
委員会議長代行

注:この布告は 2004 年 12 月 28 日に投資奨励委員会によって布告されてものの、仮訳であり、
使用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。